

市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン（案）に対する
パブリック・コメント手続の実施結果について

1 意見の提出期間 平成24年9月3日（月）～平成24年10月2日（火）

2 意見の件数等

意見件数	提出者数	提出者数内訳・意見の提出方法				
		Eメール	FAX	郵送	意見投函箱	窓口
314 件	92 名	58 名	1 名	2 名	30 名	1 名

3 意見の概要及び意見に対する市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方
1	2 ページ目の 2 (1) : 民間移行の方法として 2 種類ある中で、なぜ「民間移管方式」を選択したのか明らかにしてもらいたい。 (同意見 3 件)	府中市公共施設マネジメント基本方針（平成 24 年 5 月策定）により「市の所有する施設の総量抑制、圧縮」の方針に基づき、原則、建物を事業者を引き継ぐ「民設民営方式」を採用することといたしました。なお、東京都が所有する建物又は土地に設置・運営している市立保育所（北山保育所、住吉保育所及び美好保育所）が対象施設となった場合は、民間委託（公設民営）方式を含めて検討することになります。
2	2 ページ目の 2 (2) : 財産の取り扱いにおいて、「原則として」と表記があるが、原則以外となる場合はどういう場合かについても明記してほしい。	東京都が所有する建物に設置・運営している市立住吉保育所及び美好保育所の 2 施設については、土地及び建物を無償貸与、備品を無償譲渡として引き継ぐことを含めて検討することになります。
3	2 ページ目の 2 (2) : 土地の無償貸与の期間(何年以上など)及び更新について明記してほしい。	土地の扱いは、市の関係規定に基づく貸与期間を検討しており、更新については、事業者の申し出による更新を予定しています。なお、期間及び更新の規定については、事業者募集要項等において定める事項であると考えますので、追記はいたしませんでした。
4	2 ページ目の 2 (2) : 建物・備品は原則として引き継いだものを〇年以上使用すると追記してほしい。	建物については、引き継いだ物を使用することを前提としており、備品の使用については、運営事業者の自主性に委ねるべきものであると考えていることから、追記はいたしませんでした。
5	2 ページ目の 2 (2) : 建物の建て替え、取り壊し、新設等は保護者の過半数以上の同意許可を得た上で行うと追記してほしい。	民間活力導入を行う対象施設のみならず、保育所の建て替え、取り壊し等については、保護者にご理解をいただいたうえで実施されるものであると考えていることから、追記はいたしませんでした。

No.	意見の概要	市の考え方
6	2 ページ目の 2 (2) : 建物備品については現状のまま引き継ぐものとして、引き渡し後も同様の建物備品を維持・更新に努めていく必要があるため、その旨を委託の条件として追記してほしい。(同意見 1 件)	建物備品については、使用に耐え得る限り、当然、適切に管理に努めるものと考えており、ご指摘いただいた表記については、追記いたしませんでした。
7	2 ページ目の 2 (2) : 民間移行する前に、市が責任をもって現在の保育所の建物の改築・改修してほしい。	老朽化した物件である場合は、引き継ぎ後も、施設等の継続的な使用に支障がないように配慮し、必要に応じて事前に改築・改修等を実施することを検討してまいります。
8	2 ページ目の 2 (3) : <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営事業者は、府中市内で運営実績がある社会福祉法人としてほしい。(同意見 7 件) ・ 運営事業者は、最低でも近隣地域に運営実績がある社会福祉法人としてほしい。(同意見 1 件) 	東京都内には、優良な事業者により運営されている認可保育所が多くあります。優良事業者のノウハウを活用することで保育サービスの更なる活性化が期待できることから、幅広く事業者を募ることを目的として「東京都内」とさせていただきました。
9	2 ページ目の 2 (3) : 社会福祉法人以外の事業者を候補としないほしい。(同意見 2 件)	当ガイドラインにおいて想定している財産の引継方法や現状の国及び東京都の補助金・負担金の差異を鑑み、社会福祉法人以外の法人を事業者候補とする予定はございません。
10	2 ページ目の 2 (3) : 運営実績に「10 年以上」など年数も明記してほしい。	ご意見を踏まえ、0 歳から 5 歳児までの全ての年齢で実績を持つ事業者を選定するため、「6 年以上の良好な認可保育所の運営実績がある」と定めさせていただきました。
11	2 ページ目の 3 : <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施保育所の選定基準及び理由を提示してほしい。(同意見 8 件) ・ 市が決定するとあるが、すでに子どもを通わせている保護者の意見を最大限に尊重し、繰り返し行われた説明にもかかわらず強い反対がある場合は、その施設を対象とはしないこと。現に利用している保護者の意見を何よりも重視すること。 	平成 25 年 8 月現在、作成を進めている「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」に基づき、対象施設を選定する予定です。対象施設の選定にあたっては、市民の皆様にご理解を頂けるよう十分な説明に努めてまいります。
12	2 ページ目の 3 : 実施決定の保育所在籍の子供には、転所する権利の優遇を打ち出して頂きたい。(同意見 2 件)	現在作成を進めている「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」において、当ガイドラインに基づく取組(直接移管方式)を実施するまでに、十分な期間を確保する予定であることから、優先的転園等については行う予定はございません。

No.	意見の概要	市の考え方
13	2 ページ目の 4 : 全ての市立保育所を一斉に民営化するのではなく、段階的に(時期をずらして)行ってほしい。(同意見 2 件)	府中市保育検討協議会報告(平成 25 年 3 月)においても、同様のご意見を頂いていることから、入所児童の処遇に配慮し適切に実施してまいります。
14	2 ページ目の 4 : ・ 保育所の公表は、2 年前より短くしないでほしい。 ・ 現在の在園児が卒園してから民営化してほしい。(同意見 4 件)	現在作成を進めている「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」において、ご意見を反映させていただきました。
15	2 ページ目の 4 : 「実際の民間移行に至るまでに遅くとも 2 年前」とあるが、実際の民間移行とはいつ時点を示すのか明記してほしい。	民間移行の時点とは、「事業者への引き継ぎ」及び「事業者と市の職員が行う合同保育」の期間終了時点であり、事業者が運営主体として施設の運営を開始する時点です。
16	3 ページ目の 5 (1) : 事業者が 2 ヶ月で実行可能な運営の計画をたて、手を挙げるができるのか疑問であるため、募集期間を延長してほしい。(同意見 1 件)	ご意見を踏まえ、募集期間を 1 か月延長し、延 3 か月間とさせていただきます。
17	3 ページ目の 5 (1) : 募集要項に反映とあるが、時間的に十分に余裕を持って、丁寧な対応が必要であり、保護者の要望をわかりやすい方法で募集するとガイドラインに追記してほしい。なお、保護者が納得できないものを採用しないこと。(同意見 2 件)	募集要項の作成にあたっては、保護者のご意見・ご要望を伺うなかで、可能な限り要項への反映に努めてまいります。
18	3 ページ目の 5 (2) : 事業者には、年令と単なる保育経験年数だけでなくそこでの職員の過去の勤務状況も提出してほしい。	募集要項において、運営事業者の提出書類の一つとして、検討すべき事項であると考えています。
19	3 ページ目の 5 (2) : 募集条件を履行するように定期的に監査すると市が明記してほしい。その場合は保護者代表も一緒に立ち会うことを希望します。	三者協議会により、保護者とともに市が履行状況の確認を行ってまいります。
20	3 ページ目の 5 (2) : 対象施設の保育理念に賛同し、対象施設の保育理念を尊重しつつ運営が行える団体であること。等、保育理念や方針への賛同を条件にし、募集条件に明記してほしい。(同意見 1 件)	ご意見を踏まえ、「対象施設の保育理念を尊重し」の文言を追記させていただきました。

No.	意見の概要	市の考え方
21	3 ページ目の 5 (2) ア：すくすく保育を条件にしていますが、これに対応できる職員の配置や経験基準の明記をし、心障センターなどと連携をとってほしい。(同意見 2 件)	現状の職員配置を維持させることを考えており、経験基準は設けておりません。府中市立心身障害者福祉センターとの連携については、今後、連携強化策を検討してまいります。
22	3 ページ目の 5 (2) : (ウ) に「この限りではない」との記述があるが、これを「拡充もあり得る。削減はしない。」という意味にとらえてよいか。よいならば、そのように明記してほしい。	お見込みのとおりです。ご指摘いただきました表記につきましては、「開所時間等を延長する際はこの限りではない」と修正いたしました。
23	3 ページ目の 5 (2) : (ク) 給食について、公立の献立表に基づいて実施して欲しい。(同意見 1 件)	食育を含む「現状の保育の質を維持向上できる事業者」を募集するものであり、現在の市立保育所の食育のあり方やアレルギー対応方法を踏まえつつ、市立保育所の献立の枠に留まることなく、事業者の特色・特性を活かした給食の提供を想定しております。
24	3 ページ目の 5 (2) : (ケ) は不要であるため、削除して欲しい。	今般の民間活力の積極的な活用・導入により、多様な保育サービスの拡充を期待していることから、素案の表記のとおり定めさせていただきましたので、ご了承ください。
25	3～4 ページ目の 5 (2) : ・ 職員配置は市の職員配置基準に基づくとしているが、人数だけ満たせばよいというものでなく、職員の人数や経験なども条件で明記してほしい。(同意見 13 件) ・ 職員の経験年数ごと (例えば 3 年未満、5 年～10 年経験者、10 年以上経験者) の比率の設定と、園長や副園長に就任する人の経験年数の設定、派遣社員の割合を規定してほしい。(同意見 2 件) ・ ①施設長は専任とし、保育経験年数が 15 年以上ある者、②主任保育士は経験年数 10 年以上ある者、③上記を除く保育士は 6 年以上の保育経験を有する者が 1 / 3 以上、④各クラス担任のうち 1 名は経験年数 6 年以上、⑤非常勤職員を『現行と同等以上の雇用条件で』積極的に採用すること。	ご意見を踏まえ、経験年数等の条件を追記いたしました。

No.	意見の概要	市の考え方
26	<p>3～4ページ目の5(2)イ：職員が継続就労を希望している場合、「一定数以上」雇用する旨を明記し、雇用率を市により評価・公表してほしい。</p>	<p>職員採用については、法人の主体性を尊重すべき事項であることから、義務的な記載はおこなっておりません。なお、雇用率の評価・公表については、実施の可否を含め、今後検討を進めてまいります。</p>
27	<p>4ページ目の5(2)ウ：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き継ぎ・合同保育に関し、参加した職員は移行後『3年以上』継続して対象施設に従事することと明記して欲しい。(同意見5件) ・ 引き継ぎを行った先生が次々とやめていかないう、5年以上継続して従事できなければ、もともとの職員を派遣して人員を補充するようしてほしい。ただし完全民間移行後5年経過後はこの限りではない。 ・ 合同保育に関して、他自治体では合同保育とは名ばかりで、日替わりで民間保育士が合同保育に参加し、その結果子どもが混乱し、4月からの保育に重大な支障が出たという事例がありました。合同保育に参加する次年度担当予定の民間保育士は、継続して合同保育にあたるという条件をガイドライン(案)に明記して頂きたいと思います。(同意見2件) 	<p>「引継ぎ・合同保育に参加した職員は、民間移行後も継続して対象施設に従事すること」と定めており、合同保育を担当した職員が、次年度も継続してクラス担当者となることを既に想定しております。そのうえで、次年度の各クラス担当予定者が、日々の合同保育に継続的に参加する旨、別途、募集要項において定めることで、事業者に要請するとともに、ガイドライン及び要項の履行状況と併せ、職員の勤務状況、職場環境等を三者協議会において継続的に確認してまいります。</p>
28	<p>4ページ目の5(2)カ：「市の行う立入調査に協力すること」とありますが、具体的な回数も明記してほしい。</p>	<p>市の行う立入調査については、回数を想定して行う性質のものでは無いと考えております。このことから、必要性が生じた場合には、適宜実施してまいります。</p>
29	<p>4ページ目の5(2)カ：条件の変更については三者協議会の同意を得られた場合ではなく、保護者全員の同意を得るべきではないか。引き継ぎや保育費用など保護者の代表だけで決められる問題ではないと思う。</p>	<p>三者協議会における保護者代表の意見・同意については、基本的に三者協議会での合意で足りるものと考えております。</p>
30	<p>4ページ目の5(2)カ：「民間移行日の前日に在所していた児童の全員が退所するまで遵守すること。」とあるが、移行日後に入所する児童に対しても継続して対応してもらわなければ困る条件が含むと思われる。その部分について、民間移行日の前日に在所していた児童の全員が退所した後は、市は全く関与しないのか。</p>	<p>児童福祉法で市は保育の実施者として定められていることから、他の市立、私立保育所と同様に市が公的な責任を引き続き負っております。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
31	4 ページ目の 5 (2) カ：三者協議会における保護者の同意が得られた場合は条件変更が可とあるが、三者協議会の保護者の意見は在籍児童の保護者の過半数で覆えることを明記してほしい。	三者協議会における保護者代表の意見・同意については、基本的に三者協議会での合意で足りるものと考えております。
32	4 ページ目の 5 (3) ア：審査会は、有識者、学識者などの専門家や施設の保育士もふくめた幅広いメンバーで構成してほしい。(同意見 8 件)	ご意見を踏まえ、知識経験者を委員に加えることを決めました。
33	4 ページ目の 5 (3) ア：審査会の構成要員には、対象施設の保護者の代表複数名を必ず入れ、保護者の代表とは何人とするのか明記してほしい。(同意見 2 件)	ご意見を踏まえ、保護者代表の人数を 2 名として決めました。
34	4 ページ目の 5 (3) ウ： <ul style="list-style-type: none"> ・ 選定審査で保育水準を満たす応募事業者がなかった場合に、条件の見直しと言って基準を緩和したら保育の質が下がるため、条件の見直しは行わず、時期をあらためて再度公募とすること。投げ出し移行は認められない。(同意見 21 件) ・ 適格な事業者がいなかった場合は選定しないことが明記してありますが、ここは遵守いただきたい。劣悪な事業者を選ぶと、つらいめにあうのは子どもと親です。「市長責任において再考」の一文に付帯条件として、「その場合、再度基準を示して、市民に広く知らせ、パブリックコメントを実施する。」と一文設けていただきたい。 	ご意見を踏まえ、素案でお示した「条件の見直しを行った上」の表記を削除いたしました。 なお、ガイドラインを変更する場合は、当該変更事項について再度パブリック・コメントを実施する必要があるものと考えております。
35	4 ページ目の 5 (3) エ：恣意的な要素が入る可能性があるため、審査会が選定結果をもとに推薦団体を 2 団体選び、市長が決定するなどの規定を明記してほしい。(同意見 2 件)	市長は、審査会の選定結果を尊重し決定いたします。
36	4 ページ目の 5 (3) エ：4 月入所申し込み時点で、入所初年度中の事業者が確定していること。(同意見 1 件)	個別の施設における民間移行のスケジュールを策定するうえで配慮してまいります。
37	5 ページ目の 6：年度途中の移行は行わないことをガイドラインに明記してほしい。	ご意見を踏まえ、民間移行日は、原則として年度当初（4 月 1 日）とすることを明記いたしました。

No.	意見の概要	市の考え方
38	<p>5 ページ目の 6 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 準備期間は、1 年でなく 2 年に変更すべきである。(同意見 14 件) ・ 準備期間は、最低でも 3 年はかけていただきたいと思います。 ・ 民間活力の導入までには最低限今から 5 年の準備期間を設けること。 ・ 移行期間が短いため、6 年間かけての意向を強く望みます。 ・ 1 年程度の引継ぎ・合同保育を行って、十分に新職員と子どもや親たちの信頼関係を構築し、進めてほしい。 	<p>他市の先行事例を研究するなかで、引継ぎ・合同保育を含めた準備期間を 1 年以上と設定しており、他市においても児童処遇が適切に担保されていることが確認できることから、適切な期間設定であると考えております。</p>
39	<p>5 ページ目の 6 (1) : 三者協議会においては市の方針を押し通すことのないように、保護者が納得するまで話し合いを行い、保護者の要望に沿ってほしい。(同意見 1 件)</p>	<p>当ガイドラインに基づき、保護者のご意見、ご要望を尊重しながら民間移行を進めてまいります。</p>
40	<p>5 ページ目の 6 (1) : 市は保育内容・引き継ぎ過程において、三者協議会での決定事項を事業者が履行しているかを調査し、検証を行うこと。この検証結果次第では、次の保育所の民営化取り組みを見直すこと。(同意見 1 件)</p>	<p>三者協議会により履行状況の確認を行うこととなります。</p>
41	<p>5 ページ目の 6 (2) : 引き継ぎや合同保育の内容については、さらなる話し合いを進め、その場合も保護者代表を交えて協議すること。</p>	<p>三者協議会により履行状況の確認を行うこととなります。</p>
42	<p>5 ページ目の 6 (3) :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合同保育の期間が 3 ヶ月と短い。(同意見 10 件)、合同保育が短いため、合同保育を少なくとも半年、できれば 1 年行うこと。(同意見 9 件)、合同保育の期間は 1 年以上としてほしい。(同意見 9 件)、合同保育は移行前 3 ヶ月及び移行後 1 年間としてほしい。(同意見 1 件) ・ 保育検討協議会で十分な準備期間をという意見があったはずだが、合同保育期間が 3 か月というのが変わっていないのはなぜか。(同意見 2 件) ・ 違う事業者同士が合同で子どもを見るのは職員間でもストレスになり、3 ヶ月以上続くと子どもに悪影響を及ぼすとの話もありましたが、それはやはり大人の都合でしかない。 	<p>他市の先行事例を研究するなかで、合同保育期間を 3 か月とさせていただいており、児童処遇が適切に担保されていることが確認できることから、適切な期間設定であると考えております。なお、府中市保育検討協議会による報告等においても、児童処遇の維持・向上の観点から 3 か月とした合同保育期間を延長することが望ましいとの意見は無かったものと考えております。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
43	5 ページ目の 6 (3): 3 ヶ月以上に伸ばすことが難しいのであれば、合同保育が始まる 1 月よりも前に、一週間でも良いので『研修』として私立園の保育士を派遣する方法を提案します。	合同保育が始まる前の、事業者の保育士を派遣する 1 週間程度の短期間の『研修』については、3 ヶ月の合同保育で足りるものと考えております。
44	5 ページ目の 6 (3): 3 ヶ月と限定せずに、目安としては 3 ヶ月程度を規定するが、全ての児童の状況のみをみて場合によっては延長するなどの対応を取ることが可能なのか。	現時点で合同保育期間の延長は想定しておりません。今後も民間移行の際に設置される三者協議会において運営状況の確認を行うなかで、個別の状況に応じ、必要とされる支援について検討してまいります。
45	6 ページ目の 7 (2): 市職員である前任保育士の民営保育所派遣については、各地の前例等を丁寧に調査し、府中市にあった形で必ず実施できるよう、努力すること。必要に応じ、条例の整備等準備を進めること。(同意見 2 件)	職員派遣については関係規定の整備を前提に手法の一つとなり得るものですが、十分な引継ぎや合同保育の期間を確保しているものと考えことから、前任保育士の派遣については規定いたしませんでした。
46	6 ページ目の 7 (2): 前任職員の訪問が「移行後 1 年間に、各保育士 2 回程度」は少ないのではないかと。(同意見 3 件)	職員一人あたりの実施回数を目安をお示したものであり、必要が生じた場合は、前任保育士が従事している業務に支障が生じない範囲内で実施に努めてまいります。
47	6 ページ目の 7 (2): 前任職員 (保育士) の訪問の際には、事業者職員へのアドバイスだけでなく、子供と触れ合う時間をつくってほしい。また、実際に子供と触れ合っただけのアドバイスにしてほしい。	ご意見を参考にして、前任職員の訪問を実施してまいります。
48	6 ページ目の 7 (2): 前任職員や施設長経験者が訪問してアドバイスをすることとしているが、アドバイスを受け、どのように改善したのかをチェックする方法が不明。聞き流されて終わりでは困る。どのようなアドバイスを受け、どう改善したのかを保護者にも開示することを義務付けるべきである。	三者協議会の場を通じて移行後の運営状況の確認を行うなかで、情報等の共有を図ってまいります。
49	6 ページ目の 7 (2): 保育士研修会への参加の呼び掛けではなく、研修会は義務化すべきである。(同意見 3 件)	市の支援を規定するものであることから、ご指摘いただいた記載については、事業者募集要項において明記すべき事項と考えております。
50	6 ページ目の 7 (2): 移行後 1 年間の訪問支援とは別に、現在増えている発達障害や被虐待児・対応困難な過程などに対応するため、保育管理という観点でスタッフを継続的に支援する仕組みも追加してください。	児童福祉法において、家庭での保育に欠ける児童を保育する責務は市にあり、市立保育所及び私立保育園ともに公的な責任を市が負っております。このことから、対象施設のみならず、他の私立保育園と同様の運営支援及び指導監督を行ってまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
51	6 ページ目の 7 (2): 移行後の保育の質の向上のため、研修会への参加呼びかけの他、経済面で市が必要な援助を行い、運営状況を毎年監視していただくのが、市としての責任ではないでしょうか。(同意見 6 件)	児童福祉法において、家庭での保育に欠ける児童を保育する責務は市にあり、市立保育所及び私立保育園ともに公的な責任を市が負っております。このことから、対象施設のみならず、他の私立保育園と同様の運営支援及び指導監督を行ってまいります。
52	6 ページ目の 7 (3): 3 年以内の受審だけだと、その後の保育の質が保たれるとは限らないので、その後も少なくとも 2～3 年に一度は第三者評価を受審し、その結果を公表すべきである。	ご指摘いただいた記載については、事業者募集要項において明記すべき事項と考えております。
53	6 ページ目の 7 (3): 評価を行うだけでは不足。質の悪い事業者が引き受けている場合、それに代わる業者が居ないのであれば、市が責任を持って、保育を再実施すべき。(同意見 4 件)	事業者については、優良な事業者を選定するとともに、市立保育所及び私立保育園ともに公的な責任を市が負っていることから、他の私立保育園と同様に継続的な運営支援及び指導監督を行ってまいります。
54	6 ページ目の 7 (3): 市として行う管理方法や運営団体が何かしらの理由で運営から退く場合の制約事項、対応方法を明記してほしい。(同意見 1 件)	

(関連意見)

No.	意見の概要	市の考え方
55	市立保育所に民間活力を導入する目的が明確になっていない。現状の保育所の問題点をきちんと数値的に列挙すること。(同意見 26 件)	現在作成を進めている「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」において、現状の課題及び施策展開の方向性をお示ししております。
56	民間活力の導入といいますますが、私は市立保育所と私立保育所が両方あって切磋琢磨して府中の保育が充実・発展していってほしいと思っています。	すべての保育施設において保育の質とサービスの向上に取り組むことはもとより、それぞれの施設や運営主体の特性や特徴を活かしていくことにより子育て支援全体の更なる充実・発展に取り組んでまいります。
57	民営化することによってのメリット、デメリットは？(同意見 7 件)	メリットとしては、市民ニーズに対して柔軟で迅速性のある対応が可能になることが期待できます。また、デメリットとしては、移行時期における職員の入れ替わりに伴う児童処遇への影響でございますが、本市では他市の事例を研究し、児童の処遇への最善の配慮をおこないつつながら適切に民間活力の導入・活用を進めてまいります。
58	現状の保育所の課題に対して、現状の方式(民営化しない)で多様な保育サービスの提供に対応できない理由を明確にすること。障害児保育、アレルギー対応、一時保育こそが、公立が率先していくことではないか。(同意見 4 件)	これまで本市では、一時保育等の特別保育事業やアレルギー対応については、市内の私立保育園が率先して取り組んでいた経緯があります。また、市立保育所が保育サービスを拡充しようとする場合は、原則として全施設での一斉実施が求められるため、私立保育園に迅速性や柔軟性の点で優位性があると考えております。
59	民間委託する一番の理由は、人件費削減であることを再認識した。保育の質の低下は市としてはすでに予想しているのではないか。(同意見 3 件)	児童福祉法において、家庭での保育に欠ける児童を保育する責務は市にあり、市立保育所及び私立保育園ともに公的な責任を市が負っております。限られた財源や資源をより効率的かつ効果的に活用することにより、保育サービスの活性化や子育て支援サービス全般の充実を図ることを目的としております。
60	府中市の保育料は他市町村と比べると、比較的安価に抑えられているとのことなので、多少の負担を市民に求める措置は考えられないか。(同意見 5 件)	今般の民間活力の導入・活用とは別に、保育料については、利用者負担の公平性等を踏まえ、利用者負担の適正化に努めてまいります。
61	市立保育所と同じ保育料(世帯収入に応じた既存方式)と同じと考えてよいか。(同意見 2 件)	保育料は、認可保育所として市立保育所及び私立保育園も同一料金です。
62	現職の保育士の方はどこに行く事になるのか。	原則として他の市立保育所や子育て支援関連の事務事業に従事することを予定しております。

No.	意見の概要	市の考え方
63	市の財源についても、見直しをはかるべきことは他にもたくさんあるはずで財政問題で削るなら子どもの保育や教育以外の所ですして下さい。(同意見 5 件)	府中市行財政改革推進プランに基づき、市立保育所のみならず、市の所有する施設の全般に民間活力の導入の検討を進めており、既に一部の施設では民間活力の導入に向けた手続きを進めております。
64	現在、保育所入所の募集を市で受付け選考していますが、民営化するとどうなるのか。各施設での受付となると本当に入るべき人が入れなくなるのではないかと懸念します。(同意見 2 件)	認可保育所の入所申込は、市立保育所及び私立保育園ともに市が受け付けし、入所(園)決定を行っております。
65	多様なニーズに応えるのであれば認可保育所の増設やニーズに対応した施設の増設で応えるべきです。(同意見 6 件)	これまで市では、ご指摘いただいた認可保育所の増設により多様化し増大するニーズに対応してまいりました。今後、限られた財源により市民サービスの充実を図るためには、不断の事務事業の見直し等を行うことが市の責務であることから、府中市公共施設マネジメント基本方針に基づき「施設総量の抑制・圧縮」を視野にサービスの拡充に努めてまいります。
66	民間活力を導入することは、既に決定されていることなのか。なぜ、民間移行しなければいけないのか。どんな形で決定されたのか。(同意見 8 件)	市立保育所の民間活力の導入については、府中市行財政改革推進プラン(平成 22 年度策定)及び府中市次世代育成支援行動計画後期計画(平成 22 年度策定)に基づき検討を進め、平成 24 年 4 月に府中市行政改革推進本部により、民間活力の導入を実施することを決定するに至っております。限られた財源や資源をより効率的かつ効果的に活用することにより、保育サービスの活性化や子育て支援サービス全般の充実を図ることを目的としております。
67	民営化しなければならない理由があればやむを得ないと思います。その際は十分な説明と、ベテランの保育士を必ずつけていただきたいと思います。また慎重にやって実施して欲しい。(同意見 2 件)	現在作成を進めている「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」及び「当ガイドライン」に関する十分な説明を市民や保護者へ行うとともに、児童の負担に配慮しながら進めてまいります。
68	民間移行施策全体に関する説明について市からの主体的な説明が必須と考えます。市長も直接説明会に出席し、保護者への説明責任を果たしてもらいたいと思います。(同意見 5 件)	市民や保護者への十分な説明を行うとともに、児童の負担に配慮しながら進めてまいります。なお、説明会は原則として担当部課が責任をもって対応いたします。

No.	意見の概要	市の考え方
69	何かが起こった場合の責任問題はどのように対処するのか。(同意見4件)	児童福祉法において、家庭での保育に欠ける児童を保育する責務は市にあり、市立保育所及び私立保育園ともに公的な責任を市が負っております。
70	<ul style="list-style-type: none"> ・ 練馬区や横浜市では、民営化に対して裁判沙汰になっている。そのような他行政の問題事例を踏まえて、そうならないような提案項目を記載して欲しい。 ・ ガイドラインについても、今まで他の自治体で裁判になる程の失敗例もあることで、ちゃんと失敗例を吟味して考えて頂きたいです。(同意見2件) 	他市の事例等を参考にして策定いたしました。
71	「ガイドライン」の素案を読んでみての最初の感想として多かったのは、「よく分からない」でした。(同意見2件)	今後も十分なお理解を得られるように努めてまいります。
72	ガイドラインには、当事者の子どもたちに、誰が、いつ、どのようなかたちで、保育所が民営化されて先生たちがみんな入れ替わることについて説明するのか、明記されていません。	当事者となる児童については、保育所を含めた保育課の職員及び保護者から説明を行うこととなります。職員の入れ替えについては、民間移行に伴い十分な引き継ぎや合同保育を実施し児童処遇に配慮してまいります。
73	運営団体である社会福祉法人も、今後少子化で園児が減ることを見据え、わざわざ名乗りを上げる社会福祉法人の意図がはっきりしない。(同意見1件)	事業者候補者の社会福祉法人は、社会福祉事業を担う公益法人であり、営利を目的とする法人ではありません。また運営に支障がないよう、国、東京都及び府中市により必要な運営支援を行っております。
74	上層部及び新しい市長が早くに大きな実績を残したい気持ちが先走っているのかと感じてしまいます。	府中市行財政改革推進プランに基づく適切な判断であると認識しております。なお、府中市総合計画においても行財政改革を実施することにより計画を推進することとしております。
75	民間移管後も現在の保育所名を採用してほしい。クラス名、個人のマーク等も。	お申し出のご要望につきましては、第三者協議会により検討してまいります。
76	全体を貫いているのは、長年にわたって行政と市民が協力して築き上げてきた府中市の保育行政における公的責任の事実上の放棄であり、容認できません。(同意見1件)	児童福祉法において、家庭での保育に欠ける児童を保育する責務は市にあり、市立保育所及び私立保育園ともに公的な責任を市が負っております。今般の市立保育所における民間活力の導入を一つの契機として、子育て支援全体の更なる充実・発展に取り組んでまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
77	<p>児童全員が退所後の条件はなく、職員配置等がゆるみ人員削減等、保育士の勤務条件悪での退職者増加による交代等が考えられなくもない。それは子供たちへの負担に直結するものである。このことを防ぐ為にも、引き続き、職員配置と保育の質を保つ為の第三者評価は必要であるし、子供の権利に基づく市側の責任に繋がると考える。</p>	<p>ガイドラインにおける条件規定の経過後においても、運営費の支弁者として市が指導監督を徹底してまいります。</p>
78	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都全区町村が民間委託を進めた場合、優良な保育士の取り合いになり、より質の高い市区町村に保育士が流れる危険性がある。保育所内では保育士の異動の頻度が高くなり、園児の精神上、悪影響となる。そのことへの対応について市の説明が不十分である。 ・ クラスの先生方の構成(年齢や人数など)、そして何よりも子どもへの愛情をもち、個々の子どもの育ちを大切にしてくれる保育士の配置をして頂けることを強く望みます。保育士の人柄等の人的資源につきましては特に、事前の調査や引継ぎ等を含めまして市の方でしっかりと見極めて頂きますよう、よろしくお願い致します。 	<p>ガイドラインに基づき事業者の選定を行うことにより、民間活力の導入を適切に実施いたします。なお、運営状況については、第三者協議会や第三者評価制度の実施を通じ、十分な確認・把握に努め、必要な対策を講じてまいります。</p>
79	<p>「民営化に求められる最低条件 10 か条」(保育園を考える親の会)を参考に送付いたします。ぜひ府中市でも参考にしてください。(同意見 1 件)</p>	<p>参考に拝見させていただきました。</p>
80	<p>移行後の保育内容や経営について条件をつけて募集する、公正な選定基準を設ける、選定基準の骨子や選定方法を公開する、選定委員会などをつくり専門家や現場経験者の目を入れるなど、十分な時間をとって行うべきと思います。</p>	<p>お申し出いただいたご意見につきましては、ガイドラインの素案に盛り込み作成しているものと考えております。今後、保護者等への十分な説明を行ってまいります。</p>
81	<p>市が現場をすべて手放すことのデメリット・温度差は必ず出てくると思われまます。府中市の場合、高齢者部門でも基幹型含め全委託となっていますが、市で経験した管理職や正規職員が出向という形で、管理や支援の役割を担えないか、もしくは市をブロックに分け、それぞれに基幹型保育所を残すという方法をご検討ください。(同意見 1 件)</p>	<p>ご意見を踏まえ、「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」の作成を進めております。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
82	子どもたちあるいは市民全体の身体・生命の安全に関わるような問題が発生したときに、緊急対応や、あるいは継続的な調査の“資源”として活用できるなど、様々な可能性を秘めた財産を持っているということだと思ふ。	ご意見を踏まえ、「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」の作成を進めております。
83	子どもに関連する機関として子ども家庭支援センターや保健所、保健センター、療育機関等がありますが、日々の保育現場の中で保育課（もしくは基幹型としての保育所）が積極的・継続的にスタッフに助言・支援したり、現場の状況や課題を把握する体制を整えていく必要がある。	
84	中長期的な「保育の質」の向上にむけた考えをお示してください。	

※注記 当該パブリック・コメントの意見提出期間のほか、今後の保育行政のあり方に関する基本方針パブリック・コメント（平成25年6月3日～7月31日実施）において、提出された当ガイドラインの関連意見を反映しています。